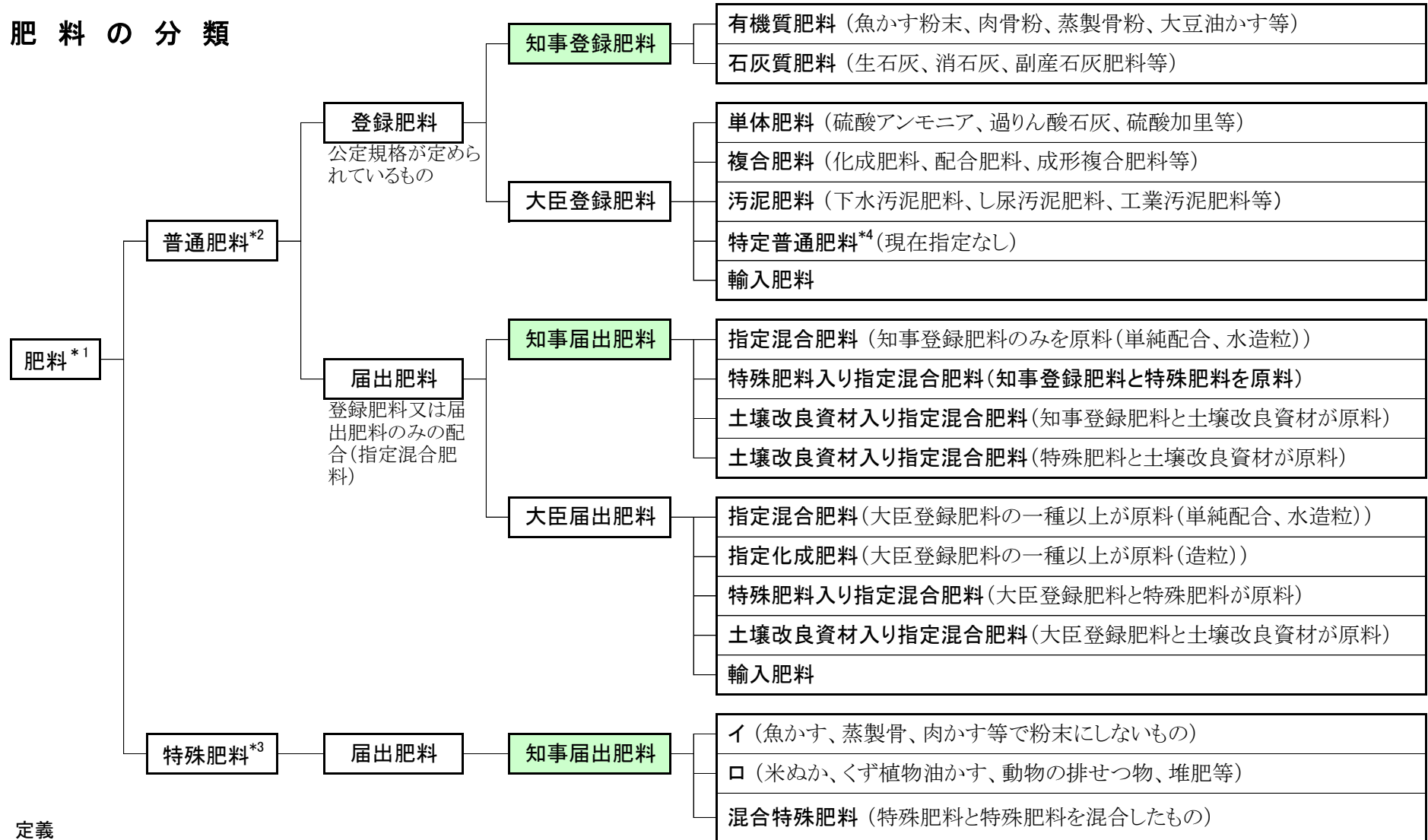


# 肥料の分類



## 定義

\*1 肥料

- (1) 植物の栄養に供することを目的として土地に施されるもの(一般的な肥料)
- (2) 植物の栽培に資するため、土壤に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの(石灰等)
- (3) 植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの(葉面散布肥料)

\*2 普通肥料(13項目174種類)特殊肥料以外の肥料。含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量等が公定規格で定められているもの

\*3 特殊肥料(2項目46種類)農林水産大臣が指定する肥料。経験等で識別可能な肥料(魚かす等)、肥料の価値等を含有主成分量に依存しない肥料(堆肥等)

\*4 特定普通肥料 含有成分の残留性からみて、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料